

退職給付会計における「退職給付に充てるために積み立てる資産について」、
「信託」を用いる場合の基本的考え方

1. 当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程などにより確認できること
(説明) 年金資産は退職給付制度を前提として退職給付債務と対応するものである。したがって、信託から支払われる退職給付も企業の退職給付制度の枠組みの中にあること(個別の退職給付の原資を示す意味ではない)を退職金規程その他の監査証拠により確認できれば、当該信託と退職給付債務との対応が認められる。
2. 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること
(説明) 信託財産を複数の退職給付に充てることとする場合には、支払いの対象となる退職給付や処理方法の明確化が必要である。
3. 当該信託は委託者から法的に分離されており、信託財産の委託者への返還及び受益者に対する詐害行為が禁止されているものであること
(説明) 委託会社の倒産時において、他の債権者に対抗できること及び信託財産の処分が実行できる仕組みとなっていることが必要である。
4. 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと
(説明) 企業との分離の実効性を確保するため、例えば、信託管理人を置く方法がある。
信託財産の管理・運用・処分について企業と分離することが必要であり、したがって、信託の設定に伴い、信託財産の所有権は受託者に移転すること(株式の場合、名義は信託銀行に移転する。)及び、受託者は委託者からの信託財産の処分などの指示について拒否できないというような内容は含まない、などの契約であることが必要である。
また、信託は退職給付の目的で行われるものであり、信託した有価証券を企業の意思により、基本的に、他の有価証券と交換することはできないものとする。

留意事項

信託契約は、契約自由の原則の下に、企業と信託銀行などで締結されるので多様な内容が予想される。退職給付会計の「年金資産」の適用に当たってはその契約の「実質」を重視して、上記の基本的考え方を適用されることに留意すべきである。なお、上記は、日本会計基準適用の基本的考え方を示したものである。